

夏になり熱中症の危険性が高まっています。日中の外での活動には十分注意し、体調管理に気を付けましょう。

情報コミュニケーション法

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が5月19日に成立し、5月25日に施行されました。この法律の正式な名称は『障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律』といいます。

共生社会実現に向けて、あらゆる障がい者に対し、情報格差をなくす取り組みが必要です。

情報格差の具体的例

- ・災害ニュースなどに手話・文字・音声すべてがついていない
- ・テレビや邦画に日本語字幕がない
- ・オンライン会議に字幕がない
- ・問い合わせ先が電話のみでメールアドレスが掲載されていない
- ・コロナワクチン接種券など文書に点字がない
- ・タッチパネル式の機器は視覚障がい者は使えない
- ・電話リレーサービスを利用して金融機関に問い合わせ、手続きをした場合、オペレーターの音声であることを理由に対応拒否される



障がい者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用と円滑な意思疎通が重要です。そのためには障害に応じた情報取得の手段を選択できるようにし、同一内容を同一時点で取得できるようにします。また、これらは情報通信技術を使って行います。

なお、附帯決議として災害時の情報保障、選挙における情報アクセシビリティの改善や、手話言語法を含めた手話に関する施策の充実を検討することが盛り込まれています。



こんな時は気を付けよう！

消費生活センターからの情報です。

ハチの巣駆除の高額請求に注意

ハチの巣の駆除をお願いし、1個4千円といわれた。あと2個巣があったと言われ11万円請求された。2個の巣は見えていない。

→作業前に内容と料金を確認し、そのうえで依頼しましょう。慌てて依頼しないことが大事です。

巣が大きくなると駆除が困難になり、費用も高くなります。早めに駆除しましょう。

置き配のトラブルに注意



ネット注文し、置き配をお願いしたが、届いていない。置き配をした写真が届いたが、自宅の玄関ではない。

置き配を希望しなかったが、置き配にされ、数時間そのままだったので盗まれてしまった。

→「置き配」とは宅急便などの荷物を対面で受け取るのではなく、事前に決めておいた場所（玄関など）に置いておくことです。コロナ禍で利用が増えています。ただ、間違っただけで届いたり、盗まれる危険性もありますのでよく考えて利用しましょう。



県登録通訳者研修会

9月3日（土）にサンアップルで県登録手話通訳者・要約筆記者研修会を開催します。通訳者の皆様にはすでに通知を送りましたので、ぜひご参加ください。



